

令和2年度第4回合志市教育委員会会議録

- 1 会議期日 令和2年6月26日（金）
- 2 開議時刻 午後1時30分
- 3 会議場所 黒石市民センター 研修室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 坂本夏実 委員 塚本小百合
委員 村上貴寛
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 中島栄治
教育部長 岩男竜彦
学校教育課 右田純司課長
 淵上佳宏教育審議員
 角田賢治指導主事
 大山寛指導主事
 吉岡敏夫新設校準備班長
 齋藤正典総務施設班主幹
生涯学習課 山隈和徳生涯学習班長
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○中島栄治教育長

ただいまから、令和2年度第4回教育委員会議を始めたいと思います。

では、最初に、会議録署名者の指名をしたいと思いますが、池頭委員、村上委員、よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

続きまして、前回会議録の承認ということですが、訂正がありますので説明します。16ページ2行目の「だけら」となっているのは「だから」ですので、これは打ち間違いですので、訂正をしておきたいと思います。

ということで、この前回の会議録の承認はよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本日は、予定していますがこのあといろいろありますので、早速会議のほうに入っていきたいと思いますが、まず、今日は塚本委員が教育委員会議の出席が最後になりますので、よろしく願いいたします。

○塚本小百合教育委員

よろしく願いします。

○中島栄治教育長

それでは、私のほうから6月の教育長動静の報告をさせていただきたいと思いま

す。

- 5月26日 分散登校に伴う学校巡回。幼保小中連携協議会。
- 5月27日 学校教育課事務協議。臨時の校長会議。
- 5月28日 一般質問打ち合わせ。
- 5月29日 定例記者会見。
- 6月 1日 庁議・政策推進本部会議。
- 6月 2日 期首面談。生涯学習課事務協議。
- 6月 3日 管内教育長会議。

これについては、今日の資料も付けておりますので、ここでお話をしておきます。

教育長の会議の中で、まず所長からのごあいさつの中では、感染予防のために協力していただいて有り難いということと、今年は教育事務所が、訪問をされておられません。合志市に関しては、校長室だけをずっとまわられたみたいですが、とても良い学校経営を始められているということで、よく徹底ができていますということのお話がありました。

そして、この中で気になる職員についての情報がありまして、4月、5月はメンタルがマイナス9で減だそうです。でもよく考えてみましたら、子どもたちが来ておりませんので減になったのかなど。これからが心配というようなお話でした。

それから、管理職の退職数とその対応ということで、本年度の自分が心に留めていることということです。お話をしておきますと、菊池郡市管内の今年度末の退職の校長が14名、教頭が1名です。本市は、校長が7名です。来年度は、本市の校長があと2名いるということで、9名校長先生が新しく代わるということになります。

続きまして、管理のほうから話がありましたけれども、本日付けで出ています資料の15ページを開けていただいてよろしいでしょうか。ここに「懲戒処分の指針」一部改正ということで載っていると思いますが、ポイントは、パワー・ハラスメントの類型が追加されたこと。それから、セクシャル・ハラスメントの量定の明確化、それから、体罰に暴言等不適切な指導を含むというふうになっております。ただし、これについての判断基準が、体罰として明確にする意味では、常習性や事実の隠蔽、それから特別支援が必要とする子どもたちへの対応、こういったことに関しては、暴言等不適切な指導についてもきちんと体罰として認知し、懲戒処分の対象とするということで方針が変わりましたので、これについては、その後の市の校長会議でも、私もしっかりお話をしたところです。そのほか、健康管理のチェック、健康管理等についてお話がありました。

続いて、管理職選考についてのお知らせがありました。別冊資料1の28ページです。校長等選考が8月27日、教頭選考が8月29日ということで、本市は、多くの校長先生方が今回退職されますので、ぜひ教頭先生方、それから、今度はその分、教頭先生が上がりますので、教諭の先生方にも教頭試験しっかり受けていただきたいと思っていますところ です。

続きまして、新型コロナウイルス関係でお話ししておきたいのは、夏休みに特別休

暇の取得というのが、先生方が大体5日間特別休暇があったんですけれども、これは日程が変わりまして、5月14日から10月31日までという変更がありました。詳しく私も、問い合わせをしましたところ、学校が臨時休業になっている、そして、夏休みが短くなったら、その5日間が取れないかもしれないということで幅を広げてあります。ですけど、当然、学校が開校しているときは、先生方は夏休みの特別休暇は取らないということで、本市に関しましては、夏休みが8月1日から23日までの間、それから秋休みの2日間、ここで先生方には特別休暇の承認をしたいと考えております。

続いて、妊娠中の女性職員の健康管理で、医師の指導があれば作業制限とか出勤制限等を来年度の1月31日までは、コロナウイルスが今のところまだ終息をみませんけれども、特別にするということで、これは母子の健康管理ということで特別に配慮をされる内容です。

それと学校関係ですけれども、新型コロナウイルスに関しては三密を避ける、実は加配が国のほうが認められまして、ただ、申請すれば三密を避ける最終学年、小学校の6年生、中学校の3年生をきちんとした指導をするために、先生たちの加配ができますよという通知がありました。しかし、条件がありまして、1学級が3人以上、これはうちはクリアです。でもその次の教室が確保されていること。これでまずうちは厳しくなります。もう一つ、人材確保ができること。つまり先生たちの当てがあることです。そしたら加配の先生が足りていないというような状況にありますから、うちからは事実上は、制度はあっても申請ができないという非常に悲しい事実があります。要件を満たせないの、コロナウイルスの対策のための加配は、制度はあったとしても本市からは出すことができませんでした。これはお知らせしておきたいと思っております。

○池頭俊教育委員

もう申請は締め切られましたか。

○中島栄治教育長

これはまだ調査の段階だったと思います。

○淵上佳宏教育審議員

これは調査の段階です。予算組みをするための調査の段階ではうちはゼロであげています。

○池頭俊教育委員

例えば、退職した方がいいですよ、ということになったらできるということですか。

○ 淵上佳宏教育審議員

まあ、そういう人材が現れればですね。

○ 中島栄治教育長

はい。あと教室を広げる必要があります。

続いて、指導関係のほうは簡単に説明をしたいと思います。

吉本指導課長からは、本日の冊子にありますとおり、学校再開のガイドラインです。別冊資料1の1ページ、「学びの保障」総合対策パッケージ、これが6月5日文科省から出た分です。そして、別冊で、同じく文科省から、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのが出ております。これが最新の学校が再開していくときに、方針として、どんなふうに教育活動を展開するかになると思います。

続きまして、人権教育指導上の配慮ということで、感染症に関しての子どもたちの人権問題発言や態度、そういったことが出ないことに関して、特段の配慮をしてもらいたいということで、本市におきましては、日本赤十字のほうから、コロナ感染対策ということで出ている冊子等もありますので、そちらを中心に指導しているところです。本市としては、人権啓発課のほうで、それを全部「えがお」という啓発雑誌に記載しまして、今、呼び掛けをしているところです。

そのほかのことでは、教科書の選定が本年度入っております。来年度から使う中学校の教科書です。本市のほうでは、24日までヴィーブルで教科書の展示会をしておりました。

それから、指導課長からは、指導改善研修ということで、先生方で指導力をもう少し付けていただきたいという先生方の研修が、また本年度も制度上は続くということで説明があったところです。

それから、工木社教主事からは、家庭教育支援のための支援チームの参加呼び掛けで、本市で1団体つくっております。これが各学校ごとにつくってほしいというような希望が今後出てくるかもしれませんが、それについてはまた今後の対応ということになります。それから中止になっておりました親の学びプログラムは、今後は対策をとって実施をしていきたいというようなことです。

続いて、田中指導主事からありましたのが、教育活動での校内研究の充実のために、「乞う事例、好事例」という事業を始める。つまり、この対策の中で、非常にとても効果がある有効であった事例を集めたり、それを紹介してみんな研修したりとかするようなことを、今後取り組みたいというような話でした。

あと一つが、著作権法の問題です。対面授業というのは、普通に授業をしているときです。このときにはいろんな著作物を使うときに、原則としては「無償・無許諾」というのがあります。つまりお金も払わなくていいし、許諾も得なくていいということがあったんですけども、今度オンライン授業というようなことをしていった場合にはどうなるんだということで、著作権法との関係ではっきりしたのが、「有償・無

許諾」という方法が出ているそうです。ですから、支払わなければいけない部分が発生したらそれは支払ってくださいと。ただし、使うことに関しては、許可なく使うことも可能ではありますという線が出たそうです。

本市では、今年からは本格的に電子黒板を使つての授業をしていますので、それに関してが、これは「無償・無許諾」でできるんですけども、タブレット等を将来的に持たせるようになったときには、この「有償・無許諾」というのが必要となってきますので、しっかりここの研修は、先生方にさせていただければならないと思います。

続いて、川田指導主事からは、人権教育関係に関して研修会の延期等がありましたし、それから人権問題発生の防止を中心に取り組んでほしいと。それから、進路関係で、育英会の説明会、奨学金の説明会も中止になっております。でも実際に子どもたちの対応は、しっかりしていかなければいけないんですけど、資料は各学校に直接送られるそうです。各学校のほうで進路指導主事の先生方に、そこら辺は校長会議を通して、私のほうからは漏れがないように指導をしていきたいと思っています。

久米野指導主事からは、事故及び健康被害の発生の対応ということで、コロナウイルスが実際に発生したということでは、本日付けました資料の中に、ようやく出たのがあります。6月22日に通知があつている「新型コロナウイルス感染症の感染（疑いを含む。）が判明した場合の初動の対応について」、これがようやく出ました。つまり、感染疑いということでPCR検査を受けることが決定した、又は濃厚接触者に指定された、そういったときに学校がどういうふうにするかという仕組みがようやくここで指示があつたようです。

これが出る前に、校長会議がありましたので、共通理解ということで、家族に発生して自分が濃厚接触者になつた場合で、その時点で、一応出席停止をしとくと。その子どもの陽性反応が出たときに、学校のほうの休業を考えるという段階で、本市は決めておりましたので、大体それと同じ方向の指示が出ております。これまで家族がPCR検査を受けることになつたのは、6例ぐらいだったです。私もはっきり覚えていませんけど、家族が受けることになりましたという連絡があつて、校長ともその連絡を取り合いながら、今までうちは家族が全部陰性でしたということで、普通どおりでした。ですから、家族が陽性になりましたという時点では、まだ学校の閉鎖は考えません。その子が濃厚接触者になっていますから、その子だけは検査を受けるまで停止にします。検査でその子が陰性とわかつたらそのまま登校させますし、ただ、その子が陽性となつたときに、何日間か学校に来ていることになりますので、その学校の教室の並びとかその子の移動をその間に調べておいて、おそらくどのケースでも、1日学校にいたら、学校閉鎖になります。学級閉鎖とか学年閉鎖はないと思います。その学校自体を閉鎖して、発症しないかどうか。だから、その時点では、同級生の子どもたちは検査対象の濃厚接触者にならないそうです。すぐ検査はしてもらえないらしいんです。ですから、学校を一応休業にしておいて、子どもの発熱の状態を見て、その子たちは自主的に受けてもらう。そして陽性がわかればまたその子たちも停止ですし、学校も2週間臨時休業をとるといふような措置で、今後は対応するかというふう

なことが、この方向と大体一致することになると思います。今後もその方向で考えております。

そのほかでは、マスクの着用と、一つ問題になりましたのが、うがいを学校でさせるかということ、これも質問をしたんですけれども、1日遅れて回答がありまして、うがいに関しては学校ではさせない、手洗いを中心にやってくださいと。ただ、子どもたちが家に帰ったときの習慣としてのうがいの指導はする。それともう一つが、フッ化物洗口に関しては、口の中でクチュクチュしたあとの液が飛び散らない工夫をして実施をなささいというようなことが、県のほうから指導としてきたようです。

続いて、原田指導主事からの教科書展示会の話と、それから、「心のきずなを深める月間」これは毎年6月です。各学校とも再開したばかりですから、特にいろんなことはないのかもしれませんが、しっかりとアンケート調査をしたり、教育相談をしたりして取り組むということになりました。

続いて、英検I B Aの実施というのが県のほうで決まりましたので、本市については、中学1、2年生が受けて、3年生が英検を全員受けます。これに関しては、去年支援をするということで決まっています。

最後、濱野指導主事からですけれども、特別支援教育について、支援教育担当者だけのみにかかわらず、先生方に3年間で全員研修を受けてもらうという制度があったんですけど、これについて一時中止をするということでお話がありました。ただ、その分は、遅れが出てきてしまいますので、このコロナウイルスの収束を待って、再開をしていただければと思っています。

初任者研修指導については、今のところ校内とか、できる分に関しては実施をしておりますが、支援学校での研修あたりは、今のところ中止というふうに決まっております。

以上、簡単に管内教育長会議の説明をしました。

また教育長報告のほうに戻ります。

6月 4日 市議会本会議開会。

6月 5日 市議会一般質問。

6月 8日 質疑の打合せ。

6月 9日 市議会本会議質疑。予算決算常任委員会。

6月10日 文教経済常任委員会。

6月12日 社会教育委員会議。市の校長会議。

校長会議では、別冊資料1の30ページに、その資料を載せておりますが、今、私が説明しました教育長会議での内容とか、そういったものを説明しました。

6月15日 市議会本会議閉会。庁議と政策推進本部会議。

6月16日 教育支援会議（渕上教育審議員代理出席）

6月17日 郡市中体連会長が来庁。

これは、中体連の代替大会のご相談がありまして、まず全国の中学校体育連盟が中

止の決定が一番早かったです。その後、九州の中学校体育連盟が中止というのが決まって、そして最後に県のほうの中体連も中止、そして郡市中体連も中止というのが全部決まってしまっていたのですが、5月22日付けぐらいで、県のほうが、子どもたちの大会があまりにもなくなってしまうので、少しはしてもいいのではないかなというような動きにがらっと変わりました。郡市としても、代替大会を設けてはどうかという話を今しているということの御説明がありました。

それで、各市町の教育委員会としては、その代替大会、中体連が共催しますので、支援をお願いできないかというような御相談でした。ですから、私のほうからも三密を避けるような形、そして、感染拡大防止策を講じての郡市大会をするのであれば、市町としても応援しましょうと。先生方の服務に関しても、中体連主催の大会があったものと同等に扱うというようなことでいきたいというふうなお話をここでしたところです。詳しくこれについては、まだ全部決まっておりませんので、またこれが決まりましたら、お話をしたいと思いますが、次回までのあいだには、もう早い種目は、7月の4連休があったと思いますが、あの4連休を使って郡市の大会をしたいと考えているようです。

本市においても、卓球がヴィーブルの体育館を使いたいということで話がきております。ただ、ヴィーブルのアリーナを使うんですけれども、こちらから出せる条件としては、下のフロアに100人、上のギャラリーに150人から200人ぐらいで、合計300人以下で三密を避けるならばお貸ししましょうというような条件を出して、使用を認めていきたいと考えています。

6月17日 市職員に対して職員研修講話。

6月19日 奨学金選考委員会。

6月22日 合志楓の森小・中学校調理等業務委託の選定委員会。

6月23日 人権啓発課事務協議。

6月25日 教育事務所ヒアリング。

6月26日 津川教育委員に辞令交付。教育委員会議。

そしてこの後、合志楓の森の小中学校の現場を見ていただければと思っています。

そのほかのことで、お知らせすることが、図書館やマンガミュージアムについてですけれども、もう平常に戻りまして、特にマンガミュージアムあたりは完全に密室になりますので、人数制限を入れたりとか、途中で1回出て換気をしたりとかしながら再開を図っております。

それと小・中学校の授業時間の確保の検討状況等については、これは後で担当から説明をしたいと思います。

それと市長からも、これが今度の議会の中でご覧になって、次の日の新聞等も賑わってしまったんですけれども、給食費の問題です。合志市はなぜ4月、5月給食がなかったのに5月に給食費を集めたんだということで、非常に厳しい御指摘をいただきまして、本当にそのとおりだったので、そのことについては、正直に言いますと運転資金を4月に集めておりませんでしたので、他の市町は4月に集めているところがあ

るんです。給食の実施をしておりませんので、運転資金が要らなかったんですけど、本市においてはそれがわかりましたので、仕方がないので5月は集めるけれども、6月は集めないという方針を出していたにもかかわらず、その6月を集めませんからということ言ってなかったものですから、非常な誤解が多くて、市長もああいった答弁で、私たちが指導を受けるというようなことになってしまいました。

そのほかにも、ある議員さんからは、質問の中で、給食の無償化を要望されるようなことがありましたけど、大体4億円かかるのかな。

○右田純司学校教育課長

3億2,000万円です。

○中島栄治教育長

3億2,000万円がかかるということで、本市において実施するためには、かなりのいろんな調整が必要となるということで、今のところは難しいような状態になっています。GIGAスクールについては、また説明をこの後説明させますので、聞いていただければと思います。

それと部活動についてです。7月からは対外試合も再開しております。これは校長会議等の話で、6月になったら県からは、対外試合をしてもいいよというふうな通知は出たんですけども、これだけしっかり対策をやってきたので、合志市としては足並みを揃えましょうということで、本市においては7月から練習試合も対策をするということでOKというふうになっています。

あとお知らせしとかなければいけないのが、実は6月になって教育委員会のほうから交通事故発生の注意喚起文書を出しました。先生たちの事故も子どもの事故も多発しました。特に教師のほうも、加害事故が2件発生しまして、疲れによるものだとは思いますが、こういったことがないようにということで、私のほうから注意喚起文書を出しました。

生徒指導上のことでも気になる課題として、LINE等を使っての、不適切な画像が流れたりとか、または、それがいじめにつながったりとかいう事案が発生しておりますので、担当の学校あたりは、実際に警察のほうも入れて、スクールサポーターのほうにも介入していただいて、今改善をしているところです。

そして最後に、あとで不登校についての説明はすると思いますが、とても心配になっていきますのが、コロナウイルスが不安だということや、症状がちょっとありそうな気がする、疑いがあるという場合は、すべて出席停止にしています。ですから、数字として不登校の数がゼロになっています。これをいつまでやるかという問題だと私は考えておりますが、今の時点で、急にもうしませんよというわけにはいかないのが、数字としてはそうかもしれんけど、やはりこの子の場合には、学校での集団生活の不適を起こしているという子どもに関しては、ちゃんとした指導をしていく、または心のケアもしていくというような取り組みを分けて、今後はしていかなければいけない

かなと考えているところです。

長くなりましたが、以上が私のほうのお知らせです。何か質問がございませんでしょうか。

○池頭俊教育委員

1点目は、市の校長会議の中で話をされたところの3の⑭の夏季休業短縮に伴う会計年度任用職員についてというのは、どんな話をされたのか。

2点目に、先ほど教育長の話の中に、中体連の代替大会の開催についてという話があって、4連休の祝日に実施するというのは、これを共催等で行うとすると、給特条例に引っ掛かるのではないかと思うんです。それを教育委員会が認めていいのかというのが私としては非常に疑問だから、それについてはどうお考えなのかということをお聞きしたい。

○中島栄治教育長

まず、最初の件に関しては、担当からお答えします。

○角田賢治指導主事

最初の会計年度任用職員については、夏季休業が短縮をされましたので、そこに教育活動指導員、介護補助員の勤務が伴います。もともとその職種については、年間200日程度という形での勤務条件を示しておりましたので、当然そこよりもオーバーをしていくという形になります。そこには予算が伴いますので、これは国のほうからの補助金も下りてくるという御説明をしたところです。なお、給食調理員の方、会計年度任用職員の方については、それぞれの御家庭の事情でフルタイムではなかったりとかいうところもありますので、そこは加味をして勤務をしていただくというところで御説明をしたところでございます。つまり、小・中学校の児童生徒には、これによって影響が出ないような形で勤務をしていただくという形にお話をしたところです。

○池頭俊教育委員

オーバー分については、何らかの手が打っているからオーバーで働いていただくという形になるわけですね。

○角田賢治指導主事

はい。そうです。

○池頭俊教育委員

はい、わかりました。

○中島栄治教育長

ただそれについては、御本人さんがどうしても扶養の範囲内で働きたいとおっしゃる方に関してはどうだったかな。

○角田賢治指導主事

給食調理員の方については、扶養の中に入られる方は、そこは御相談をいただいてというところに対応するという事です。

○中島栄治教育長

大丈夫という方に関しては、別途設けるという事です。

○浏览上佳宏教育審議員

市の学習指導員については、先ほど教育長のほうから、国のほうの教員加配は、残念ながら辞退ということでしたけど、学習指導員については国の補助は、このパッケージにも書いてあります。4ページに書いてあります。なので、調査の段階では200人に1人というところでは今までは学習指導員をつけていたのを、150人当たりには1人ということで、そこは増員しますというところでは調査上は出しています。だから、人が集まればそこについては可能になってくる可能性はあります。教員よりは人が少し付けやすいというところもあります。

○池頭俊教育委員

だから、今、働いている人が働きたいということであるならば、できるというふうには踏んでいいわけですね。そういうふうな話はしてあるんですか。

○角田賢治指導主事

当事者の方々に、臨時休業が入った時点で、そのあたりは御本人たちも非常に不安な部分でしたので、その時点ではまだ予算的措置が付いておりませんでしたので、市の補正なりで対応していく予定であるということでお伝えをしております。

○池頭俊教育委員

わかりました。

○中島栄治教育長

第2弾で、新聞等が出ています学校当たり自由裁量の100万円からというのが出ていたと思うんですけど、それについても、ようやく今、合志市にはそれも含めて幾らですよというのが下りてきた段階です。実際そのことについても2分の1なのか全額になるのかが、まだ不明瞭なところがありますので、使えることに関してはしっかり使っていこうということで今、計画は進めております。

それから、私が代替大会は4連休でと言いましたけれども、さすがそこは考えていらっしゃるようで、祝日のほうには試合がないように組まれているようです。

そのほかはよろしいですか、どうぞ。

○村上貴寛教育委員

7月からの対外試合とか部活動のことですけど、これは郡市の全体で足並みが揃っているということですか。

○中島栄治教育長

今回は、対外試合ということに関しては、練習試合等を設けること、それは足並みは揃っています。ただ、代替試合をすべてできるかということ、これはまだ足並みが揃っていません。剣道あたりも、フェイスガードをしてどれくらいできるかということ、一番困っているのは、柔道をさせるかさせないかというのではかなり困っているようです。ですから、競技によってどういった形で代替大会を設けるかというのは、まだ明確になっておりません。一つ一つ対応していきたいと思います。

そのほかはありませんでしょうか。はい、以上で私のほうからの説明を終わらせていただければと思います。

では、続きまして、報告事項等の連絡に移りたいと思います。

最初の地域人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則について、担当より願います。

○飯開輝久雄人権啓発教育課長

報告事項等（1）の合志市地域人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則につきまして、御説明をさせていただきます。

まず3ページをお開きください。こちらが29時間を30時間程度に改めた本規則改正の新旧対照表がございます。地域人権教育指導員につきましては、県内各自治体に22人の同指導員がおりまして、その活動報酬に対し、県から約半額の補助が出ております。合志市地域人権教育指導員につきましては、現在、西川指導員がその任にあたっていただいております。当指導員におきましても、本年度から会計年度任用職員としての任用となりますので、報酬算定基礎が原則時給換算で、ゴールデンウィークや年末年始が、月によって月報酬が14万円を超えたり超えなかったりするという状態になっておりました。

今までの規則では、右側のアンダーラインにありまして、週当たりの勤務時間上限が29時間となっていたため、年間平均では報酬限度額が14万円以上となっておりましたが、5月下旬に県から補助要件として、14万円を超えない月が一月でもあると、県補助金、約90万円の支出が難しいと連絡が入ってきましたので、県の補助要項に合わせる形で、30時間程度という形で改正をさせていただいて、毎月報酬を14万円以上にしたいというふうにしております。

続きまして、4ページをお開きください。先ほど申し上げましたとおり、県からの連絡が5月下旬で、5月の教育委員会に諮るいとまがございましたので、専決で本規則の制定をさせていただいております。4ページの一番下にあります附則で書いてありまして、この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用すると遡及をさせていただきまして、4月からの報酬に反映させていただいております、本日この委員会で報告をさせていただくということ形になります。

なお、予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、年平均では14万円以上を確保しておりますので、報酬の支払いには全く問題ありませんので、今回の規則の改正のみで対応させていただくという形になります。説明は以上です。

○中島栄治教育長

よろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

いいですか。この人権教育指導員設置規則の第7条の、この規則に定めるもののほか必要な事項は、これは教育委員会を切るのか教育長を切るのか、どちらかしていただきたい。多分教育長だと思うんだけど、教育委員会教育長というような言い方は基本しないので、「必要事項は、教育長が定める」か、「必要事項は、教育委員会が定める」か、どちらかに絞られたほうがいいかなと思います。

○飯開輝久雄人権啓発教育課長

この部分につきましては、以前からの条文になっていますので、もう一回精査させていただきます、改正なりをさせていただきたいと思います。

○中島栄治教育長

では、続きまして、合志市文化芸術自主事業実行委員会要綱の一部を改正する訓令についてお願いします。

○山隈和徳生涯学習班長

それでは、合志市文化芸術自主事業実行委員会要綱の一部を改正する訓令につきまして、御報告申し上げます。

5ページを御確認ください。合志市文化芸術自主事業実行委員会要綱第5条第2項及び第6条第2項中の「企画」を削るものです。

6ページには改正前、改正後の要綱を載せております。改正の理由といたしましては、文化芸術自主事業実行委員会の現状、企画広報委員会は明確に組織されておらず、各実行委員が広報、集客を行っているのが現状でございます。また、企画、立案につきましては、文化芸術自主事業実行委員会全体で行っており、企画広報委員会という名称は現状にあっておりません。このため、広報委員会として再編し、要綱どお

りに広報、集客の担当とすることが理に適っていると判断されたため、要綱の改正を行ったものです。以上、報告を終わります。

○中島栄治教育長

付け足しますと、昨年度ありましたある事業に関して、あまりにも集客のために、この実行委員やいろいろな人に迷惑をかけるというようなことがありまして、そういった企画とかをここでやっているのかと聞いたら、やってないものですから、この規則を見たときに、企画広報委員会自体が機能しない。ここはあくまでも広報委員会としてしかできませんので、こういったふうに名称を変えさせていただきました。よろしいでしょうか。

では続きまして、合志楓の森小学校・合志楓の森中学校学校給食一部業務委託事業者選定委員会要綱の制定についてお願いします。

○吉岡敏夫新設校準備班長

改めまして説明します。ページのほうは8ページ、9ページ、10ページが該当ページになります。

まず8ページからですけれども、令和元年度の11月に、楓の森の学校給食の一部業務委託に関しての基本方針というのを策定させていただいております。その基本方針に則った形での今回、選定委員会の設置要綱になっております。設置の部分が、安心・安全・安定的においしい給食を提供できる民間事業者を選定するために、この選定委員会を設置しますということが目的になっております。基本的には、その予算を執行する首長、市長に報告するような形を取っておりますので、今回の要綱は、市部局としての要綱設置という位置づけで制定しているものです。

選定委員会のほうは7名の委員さんで構成しております。先日22日に第1回の選定委員会を行わせていただいております。第5条第5項、会議は、事業者のプレゼンテーションも含めて、いろいろと利害関係も話す提案の話が出てきますので、会議については、非公開を原則として選定委員会はしていきますという話を決定しております。もちろん選定結果については、公表可能な事項は絞った形で公開はしていくんですけれども、会議自体は非公表でやっていきますということで先日決めております。

10ページに、選定にいたるまでのスケジュールを載せております。今回、楓の森の一部業務委託というのが、合志市としては初めての案件ですから、試行という考え方で、3カ年という、そんなに長期間ではない期間で今回お願いしていくところで準備をします。スケジュールに関しては、来週市のホームページで公告をしていく予定でございます。夏ごろに向けて企画提案書を提出していただきまして、秋口に事業者のプレゼンテーションをしていただきまして、選定結果についてこちらの教育委員会議に報告をしていきます。予算執行が伴いますので、市議会への説明も11月予定でやっていくところですので、そこら辺の手順を踏まえた上で、12月中旬をめどに契約を

する予定で、第四半期、残りの3カ月、4カ月をもって、開校準備に併せて、給食のほうの準備もしていくところで進めていきます。

選定委員会のスケジュールとしては、一番下に書いていますが、4回の予定で、先日22日に初回をしまして、あと残り3回で、プロポーザル提案当日、10月をめどに選定事務を担っていただくような感じで進めてまいりたいと思っております。

説明としては以上になります。

○中島栄治教育長

はい、何か御質問はありませんでしょうか。

○池頭俊教育委員

今の説明、書いてあることは、総合教育会議への報告ですよ。教育委員会への報告じゃなくて総合教育会議を開くということですよ。

○吉岡敏夫新設校準備班長

これもまだ未定ですけども、市長としては、先日5月25日に総合教育会議があったときに、10月ぐらいに、再度総合教育会議をしてほしいという意向を言われていまして、一応そこに併せてこの選定結果も報告できればと思っております。教育委員会と同日開催をしているような経緯がありましたので、すみません、ここの表示上は総合教育会議と書いておりましたが、教育委員会の中でも、報告をしていきたいと思っているところです。

○中島栄治教育長

本来なら、教育委員会会議で1回しておいて、その後総合教育会議という形が、私も必要かと思っておりますので、そこはまた今後検討させてください。

では続いて、ちょうど1時間経ちましたので、1回対策としては換気が必要と思っておりますので、ここで休憩を取りたいと思っております。

午後2時28分 休憩

午後2時43分 再開

○中島栄治教育長

それでは、再開したいと思います。

7月の行事予定についてお願いします。

○渕上佳宏教育審議員

11ページをご覧ください。左側の一番左の列の合志市の行事関係でございますが、大会というようなものは中止等になっております。ただし、校長会議をはじめ密

の状態に配慮してできる会議等も行われて、延期になった部分等も行われています。

7月10日 市校長会議。

7月22日 地域学校協働活動運営委員会。

7月27日 教育委員会議。

それから、県関係につきましても中止等が多ございますが、特に後半のほうでは、オンライン等を活用できるようなものとか、そういうものは再開がされております。

それから、教育事務所関係についてです。

7月 6日 管内教育長会議。

7月 7日 管内校長会議。

7月9日、当初、総合訪問の西合志東小学校を計画していましたが中止になりました。ただし、市のほうで巡回訪問をするということで、実はこの9日には書いてありませんが、西合志東小学校が午前中、それから午後、西合志中学校ということで、事務所の巡回訪問がそこに入ってくることになりました。事務所の全部ではなくて、所長、監理、指導課長が来られて、短時間で様子を見ておられて、面談等を行うというような感じのものでございます。夏休み以降にはほかの学校も入ってくる予定でございます。

7月21日と22日 教頭・主幹教諭ヒアリング。

それから学校教育関係も行事についてです。

行事等みんな中止または延期ということで、まだ現時点では、なかなか学校行事等を、当たり前にするというのはできていない状況ということでございます。

概要を説明しましたが、以上でございます。

○中島栄治教育長

27日、何か御都合はどうですか。皆さん、よろしいですか。

○池頭俊教育委員

一日、予定が入っている。

○中島栄治教育長

一日だめですか。

じゃあ、ほかの日をあたらなんですね。また担当の方で調整をさせて連絡をさせます。よろしいでしょうか。

では、その他のほうに移りたいと思います。生徒指導についてお願いします。

○大山寛指導主事

12ページを御覧ください。先ほど教育長のほうからも話があったように、学校の休業を5月24日まで行っておりましたので、不登校の人数は、10日以上が9名です。

先ほどもまた教育長のほうから話がありましたけれども、昨年度から不登校になっている子どもたちもいますので、現在、SSW関係で61名、そしてSC関係で10名は今、つないでいるところがございます。そして、学校のほうでは、休んでいる子どもたちには家庭訪問等を行って、状況等を把握しているところです。学校ごとに、コロナウイルスの影響なのか違うのかということ、今、区別していただいている状況です。それを踏まえて来月初め、各学校から報告があがってまいります。随時、委員会も、各小中学校の連絡会のほうに入っておりますので、概況は、把握しているところです。

また、子どもさんに対する各御家庭の影響という場合もありSSWを通じて、いろいろとお話をいただいています。

それと、これも先ほどありましたが、一番下のいじめの件数で、SNSでのいじめ問題がありました。これにつきましては、今のところひと区切りをしているところではありますが、このあとまた随時指導をしていくことになっています。SNSの使い方ということで、すべての子どもたちに対して指導をしていくという方向性をもっているところがございます。解消したかどうかというのは、数カ月状態を見守ってから学校と委員会のほうで判断させていただこうと考えているところがございます。私からは以上です。

○中島栄治教育長

付け加えて御説明しますと、本人の尊厳にかかわるような画像がSNS上に流れてしまっていたというものです。学校や関係機関とも確認をしながら経過観察をするという方向で今、進めています。このことに関係した子どもたちに対しても学校をあげてしっかり対応をしております。

○大山寛指導主事

それについて、付け加えますが、子どもさんと保護者にはSC、SSW関係の専門家への勧めをしております。今後、学校は本人や保護者に随時確認をしながら進めていくということになっております。

○中島栄治教育長

登校も普通にできております。もう一つ、今わかっているだけで、毎日集計している欠席の状況の説明をしてもらっていいですか。

○淵上佳宏教育審議員

毎日出欠状況は確認しているんですが、今、データ表を持ってきていないんですけど、大体、小学校30名、中学校30名ぐらゐの出席停止者の数があります。学校で言うと合志中学校区が多いです。合志中学校も多いし、小学校も合志中学校区から出席停止という形で、つまりコロナウイルスに感染している可能性がある。それに可能性があるような症状がある。それから、もう一つは、学校に行くのが心配、これで来て

いないという子どもたちにカウントしますが、非常に数が多いということなので、先ほど教育長が説明しましたように、このカウントの仕方をやめれば、おそらくそれは丸ごと不登校と、不登校児童・生徒ということになってしまう状況なので、これをどこでカウントの仕方を変えるのかというところが悩ましいところですが、少なくとも前期前半までは、今のところ引っ張っていこうというところで考えてはいます。

○中島栄治教育長

ですから、校長会のほうとしても、その話を今しているんですけども、やはり前期の間、今、やむを得ない場合もありますけれど、後期に向かっては、そこの欠席に関してはもう少し明確にしていこうというふうなところで、今、取り組みを考え始めているところです。

では、このことについての御質問はありませんでしょうか。どうぞ。

○池頭俊教育委員

いじめの認知件数は、この表からいうとR2とR1となるではないですか。

○大山寛指導主事

訂正いたします。申し訳ございません。

○中島栄治教育長

上がR2ですね。下がR1です。

○大山寛指導主事

ありがとうございました。

○池頭俊教育委員

もう一つ、10日以上30日未満の欠席者数が、5月、9人でしょう。これ全欠ということですか。

○大山寛指導主事

全欠者がこの中に含まれています。

○池頭俊教育委員

いや、こっち側のほうの内全欠者というのが出てくるけど、長欠じゃないからカウントしていないという考えですか。

○大山寛指導主事

はい。そうです。

○池頭俊教育委員

だから、長欠に入ったら全欠で入れるけど、差し当たり長欠でないから全欠には入れてないというふうに見るのかな。

それとも、長欠ではないけど全欠だといったら、これは全欠なんだよというのがわかるんだけど、そういうことは解釈しないでくれてということかな。

○中島栄治教育長

こっちの四角の枠は、あくまでも長欠の中のその月の全欠ということで、不登校の集計としてみていくものだと思います。

○大山寛指導主事

すみません。今回、特殊な状況となっています。

○池頭俊教育委員

はい、いいです。

○中島栄治教育長

では、次に移りたいと思います。合志楓の森小中学校について、進捗状況の説明をお願いします。

○吉岡敏夫新設校準備班長

説明する資料が、次第の資料でいうと13、14ページと、追加でお配りした一枚ものの追加説明資料と囲んでいる部分になります。これを使って説明させていただきます。

楓の森の開校準備に関する進捗報告ということで、13ページからいきますけれども、開校準備に関する組織として、開校準備委員会と運営準備委員会という二つ組織を並行して進めておりました、開校準備委員会のほうが、関係区の区長さんとかPTAの役員さんとか、いわゆる住民の方も入っているような形での組織、それと運営準備委員会のほうが、学校が開校したあとの運営を中心に考える、教職員の先生たちが構成員になる組織です。開校準備委員会にも先生たちも入っていただいていますので、先生の負担が少し多いというのはあるんですけども、楓の森がスムーズに開校できるような形でということで、今、進めているところです。

コロナウイルスの影響でなかなか会議が進められなかった4、5月だったんですけど、いよいよ今月からいろいろと動きだしております。6月22日は、学校支援部会という部会の一つで、市の部局でいうと学校教育課とか建設課とかも一緒に合同でやるところなんですけど、通学路の点検作業、現場確認を朝の時間帯に合わせて、週明けの月曜日の朝、週末の朝、月末の朝というふうに意識して、作業を今、始めているところです。

あと、運営準備委員会でも、そちらのほうは、部会を三つに分けていまして、小学校部会6月23日分、6月30日の中学校部会、それと7月7日予定の部活動部会で、こちらのほうもそれぞれ部会の検討をベースに、上部団体組織の運営準備委員会もしくは開校準備委員会で、開校に関するいろんなことを素案として作っている状況です。それぞれ素案ができたものをこの教育委員会の場を通して、正式に決定、報告していくような形で進めていきたいと思っております。

今月、来月、7月中旬ぐらいまで結構詰め込んでいますけれども、こちらの検討を進めていく中で、今回追加で資料をお配りさせていただきましたが、開校説明会というのを予定したいと思っております。それが今日お配りした追加資料になっています。こちらは表裏一枚物ですけれども、開校前、正式に言うと8カ月前時点での決定事項及び現在検討中の事項を保護者様を中心とした皆様に周知するとともに、開校に関する意見聴取を併せて行って、来年2月開催予定したいと思っておりますが、新入学の説明会にそれらの情報をフィードバックさせて、現在進行形で情報をずっと発信していきたいなと思っております。

例年10月1日基準日で、学級編成用の基礎資料、新設校分もということで調査も必要であるならば、必要に応じてやっていきたいと思っております。対象者としては、開校時の小2から中2の関係する世帯数でいうと大体600世帯、それと就学前、開校時小学校1年生になる約80世帯を想定しているんですけれども、そちらを中心に、あと教育委員の皆様、関係区の区長様、民生委員の皆様、市議会議員の皆様、教職員の方も来ていただけるならば、ぜひ御案内していきたいと思っております。ただし、コロナウイルスの影響もまだ収束しておりませんので、今回は、あえて分散化してやっていきたいと計画しています。その方針で首長、市長の確認も取っております。

8月下旬、21日から30日にかけて、ヴィーブルの文化会館をお借りする仮予定をいまして、夜の時間帯、午前中の時間帯、午後の時間帯ということで、大体140世帯ずつ分けて、指定日に今回コロナウイルスの影響で、なるべくこの日に来てくださいというふうに指定日としてお願いしようと思っております。もちろん来られない方もいらっしゃるかと思いますので、その方は予備日にまわっていただく、もしくはほかの日にまわっていただく、基本的にはこの日に来ていただきたいというふうに絞って、分散開催に御協力をお願いしますということで、周知をしていきたいと思っております。

何を説明するんだというのが裏面になりますが、これまで開校準備だより第3号まで発行しておりますが、こちらは、開校説明会の開催通知に同封したいと思っておりますので、こちらは見ていただくと大体わかっていただけるかなあと。黒ポチの二つ目が説明の中心になってくるかと思っております。

現在検討中の事項として、6項目ぐらい書いておりますが、小学校の服装運用と体操服も含めたところですが、ちょうど1年前に楓の森に行くことになる保護者様、本人様あてに意向調査をいまして、そのときに楓の森小学校に関しては、自

由服ではなく標準服での運用という意見が大多数でした。全体にして72%。小中学校別でいうと、南小で60%、合志中で60%、こちらがもともと自由服だったところです。標準服を運用している東小が94%、西南中で91%だったということで、おおむね全体で見ると72%の皆様の意向としては、希望としては標準服での運用というのが大多数でした。

これらを受けて、先日の小学校部会でも話してきております。公表情報としては、開校準備だよりでこの結果についてはお知らせしております。ただし、楓の森小学校について、大々的に公表情報としては積極的にはまだしておりませんので、近々、開校準備や開校の説明会に併せて、それを公表していく必要があると思っておりますので、今日はその流れということで、まずは教育委員の皆様にご報告させていただきたいなと思っております。各部会の検討も並行して今月、来月進めていきます。市議会の全員協議会という7月の場もお借りして説明させていただいて、後日、開校説明会という場で公表していくような形を取りたいと思っております。

以下は、校歌なり全員購入品なり、修学旅行等を含めた年間行事、あと給食の話は先ほどもさせていただきました。それと今週から動いている通学路を現地を回った結果の案として提示をしていきたいなというふうなところです。通学時の登校班についても、合志南小エリアは登校班編成をしている。西合志東小はしていないというところはあるんですけども、近々の交通事情を鑑みると、やはり登校班編成で運用していったほうが、子どもの安全・安心を守るためには必要な措置ではないかと、事務局としても考えておりますので、そちらの方向性で話を進めていきたいと思っております。

大きな開催目的の三つ目として書いていますが、私たち事務局としても開校準備に関する想定事項として、80項目ぐらい開校準備に関する諸々はあると想定しているんですけども、その想定を超える開校準備には必要な事項が、保護者の立場から見るともしかしてあるかもしれないというところもありますので、そのへんの意見の吸い上げの最終機会としても8月時点で拾っていききたいと。開校まで6カ月、7カ月ありますので、是正すべきところは、開校までに是正していききたいと思っております。

開催時期に関しても、秋口の10月、9月でもいいんじゃないかという話も内部でもあっておりますが、その時点でコロナがどうなっているかというのがなかなか見えないところもありますので、まずは8月に早めに開催していったほうが良いというところで、総合的に判断しているところです。

資料の説明としては以上になります。

○中島栄治教育長

はい、では何かこの点について御質問はありませんでしょうか。

では、続いて次に移りたいと思います。市議会報告について、担当よりお願いします。

○岩男竜彦教育部長

では、私のほうから報告させていただきます。資料2、資料3になりますけれども、令和2年6月4日から6月15日まで、令和2年第2回合志市議会定例会が行われました。事件名として7件ございました。別冊資料3として、補正予算書の抜粋を添付しています。中身については、課長のほうから後ほど説明させていただきます。

主なものとしましては、同意第3号につきまして、6月27日をもって任期が満了する塚本委員の後任といたしまして、津川裕恵氏の委員任命についての同意をいただきました。

6月5日に一般質問がございました。先ほど教育長のお話でもありましたとおり、7名のうちの6名の方ですかね、質問がありました。御質問の内容につきましては、別冊資料2のほうに付けさせていただいております。

主なものとしまして、まず、GIGAスクール構想の実現に向けてということで、1人1台のタブレット導入計画の内容や、ICT支援員の配備についての質問がございました。1人1台のタブレット導入につきましては、今年度内での導入を目指しています。ICT支援員の配備につきましては、中学校区に1人の配備を予定している旨の御答弁をさせていただきました。

あと、コロナウイルス感染症につきまして、図書館とか漫画ミュージアムを休館するにあたっての基準等についての質問がございました。お答えとしましては、休館や開館にあたりましては、国の基本方針に基づいて、近隣市、町と足並みを揃える形で判断しまして、合志市対策本部会議で決定し、今後もそのような形で決定をしたいという答弁を行いました。

あと、先ほど教育長のほうからもお話がありましたけれども、臨時休校中の給食費の徴収がおかしいのではないかとこの質問がありました。答弁としましては、主に先ほど教育長がおっしゃられましたとおりですので、省略させていただきます。

あと、GIGAスクールに関しての質問で、同じような質問の中身も結構ありました。あと、うちのほうでオンライン授業等をするにあたりましてのインターネット調査というのを行っているんですけれども、その中身についての御質問であったりとか、休校中の例えばDV被害であったり児童虐待であったりとか、あと、子どもたちに対する心のサポート関係の御質問であったりとか、そのような御質問がございました。

あとは、土曜日授業の検討を行っているとか、あと、就学援助の御質問もございました。この質問の時点では、まだはっきりした制度を確立しておりませんで、現在はホームページ等でも周知いたしておりますが、通常と違いまして、1カ月でも収入が激減された方につきましては、中身をうちのほうで検討させていただいて、就学援助する方向で、今、予算措置も行おうかと考えております。

給食の無償化につきましては、先ほどもおっしゃられましたとおり、3億円程度かかるので、できないというふうに答弁をさせていただきました。

あと、最後に新型コロナウイルス感染症に対する偏見、差別等に配慮する啓発につ

いてという御質問がありましたので、現在、冊子を作っておりますけれども、一番最後の部分になりますけれども、通常発行しております啓発冊子の「えがお」を、新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別解消を目的としたものとしまして、全戸配布する予定で印刷して配布済みです。というところで対応しております。

すみません、簡単ですけど、以上で御報告を終わります。

中身についてお気づきの点がございましたら、後ほどでも結構ですので、私のほうまで御連絡いただければと思います。よろしく申し上げます。

○右田純司学校教育課長

それでは、補正予算を私のほうから説明させていただきます。

まず、学校教育課の分ですけれども、学校教育課の分も多くて、この別冊資料の表紙のところの事件名を見ていただくと、承認第1号の専決処分、それと承認第9号の専決処分、それと議案第39号の第3号の補正予算、それと報告第3号、一般会計の繰越明許費と議案第43号の補正第4号と今回は特に多かったです。時間もかかりますので、なるべく簡潔に説明いたします。

まず承認第1号についてですけれども、別で横の2枚綴じがあると思いますけれども、専決第8号と書いてあるものです。この内容につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止による臨時休業で、3月の臨時休業中の、給食食材費の分になります。キャンセルがきかなかった分の食材費ですね。歳出額が約12万円分になります。これは個人の納入業者2業者分の臨時交付金と、休業対策の補償費というところで、歳出が3ページになりますけれども、そこの真ん中ほどの段の説明の、学校臨時休業対策補償金12万1,000円とあると思います。これが食材でキャンセルがきかなかった分の補償額になります。国のほうから補償がありますので、歳入のほうに組んでおりますけれども、歳入が2ページの一番下の段、これも説明の学校臨時休業対策費補助金9万円です。4分の3が国のほうからの補助がありますので、その予算を計上しております。

次が、第9号専決ですけれども、こちらは別添資料3です。資料3の3ページをお開きいただきますと、債務負担行為の補正ということで三つあげてあります。上からいくと電子黒板の整備費、それと教師用パソコン整備費、児童・生徒用パソコン整備費、これはすべて新設校で使う分です。通常、パソコン機器は、最長で5年間のリース契約をするんですけれども、市の会計でいきますと単年度予算しか組めないのもので、5年間分の予算の確保といいますか、その分でこの債務負担行為という形であげる形になりますので、5年分の予算の担保を取っております。

これが、今回の新型コロナウイルスの影響で、通常のパソコンだったら、発注して4、5カ月あれば納品できるんですけれども、今のところ納期が未定ということですので、早めに発注する必要があるというところで専決であげさせていただいております。

続きまして、一般会計補正予算（第3号）です。資料の6ページ目からになります

す。こちらも、同じく債務負担行為をあげております。上から2番目からになります。学校用サーバーの整備費と小中学校ネットワーク保守料、校務支援システムの委託料で、学校用サーバーは、今、学校用サーバーがあるんですけども、リース期間が終了しますのでその更新分で、5年間の債務負担をあげております。

小中学校のネットワーク保守、これもサーバーとか学校にあるLAN等の保守費用です。同じく5年間の債務負担行為をあげております。

その下の校務支援システムです。これも、5年間のリースをしておりますけれども、5年間で切れますので、この分の更新の分になります。

次に歳入になります。この補正は主に2点ありまして、新設校の事業費に対する財源内訳の組み替えと、もう一つが、先ほどありましたとおり給食費の食材の補償費をあげております。

新設校の財源につきましては、新設校に対する補助が、上乘せで来ましたので、その分に対しての組み替えをやっております。これはいろいろ項目が飛んでいますので説明は省略します。

もう一つが、学校給食で、理由としましては、同じような形にはなるんですけども、ここでの補正は、学校給食会というところを通して給食の主な食材は購入しております。そこの学校給食会の部分になります。額が結構大きいんですけども、補償額が337万1,000円になります。同じく、その4分の3が補償費で入りますので、歳入につきましては8ページの上から2段目の諸収入というところの右側の学校臨時休業対策費補助金252万8,000円が予算を計上しております。

続きまして、一般会計の繰越明細になります。1枚だけ資料があると思っておりますけれども、これの2面、繰越明許費計算書というのが付いていると思っております。その下から二つ、教育費の分ですけども、GIGAスクール推進事業、小学校分と中学校分です。翌年度に繰り越している額が、約1億6,000万円を繰り越しております。これが、昨年度末の補正で計上しました校内無線LAN整備に係る費用です。昨年度末に予算は計上しましたが、昨年度末で整備はできませんでしたので、それを繰り越して今年度で執行するという手続きが、この繰り越しという形の事務の手続になります。

この工事につきましては、今、一般競争入札で公募をしております。7月上旬には契約して工事のほうに入りますけれども、予定としましては、年末までには学校の無線LANを整備する予定としております。

最後になります。補正第4号になります。これは同じくGIGAスクールの分ですけども、1人1台のタブレット整備関係の予算です。予算につきましては、別でお配りしておりますこの表ですね、このほうがわかりやすいのでこちらを見て説明いたします。国からの補助は、GIGAスクールでいきますと、端末1台当たり4万5,000円が上限です。それは単純に端末代だけになりますので、そのほかに必要なフィルタリングソフトとかケース、例えば、学校から家に持ち帰ったりとかそういうことも想定できますので、このケースと保護フィルム等を組み合わせると大体児童・生

徒用で6万5,000円ぐらいのものになります。先生たちにも同じようなタブレットを配布する予定としておりますので、これはケースを除いておりますので、1台当たり5万5,000円の予定です。

台数が、その下の表になるんですけれども、児童・生徒で、予備とか来年度増えることを見越しまして7,157台、それと先生分と予備、473台、合わせて7,630台を揃える予算です。約5億円になります。国からの補助がありますので、それがその下に書いておりますけれども、2億円の補助を見込んでおります。

この整備スケジュールが、その表の裏のほうに付けておりますけれども、このロードマップの一番上です、県のほうで共同調達という形で考えておられますので、そこにまず参加しようと思っております。もし、合志市が思っている仕様とそこの共同調達の仕様が違う場合は、市単独で揃えるという形にもなります。いずれにしても、揃うとしても早くても年明けからとかになります。年度末までには揃えたいと考えております。

関連しましてその表の一番下に、9月補正以降に計上する経費と書いてありますけれども、モバイルルーターです。家庭でWi-Fi環境がない世帯とかには、モバイルルーターの貸出しとかも必要になってくることもありますので、その購入費、あとは電子黒板とタブレットを教室の中で通信する必要がありますので、そのソフト利用などですね。あとは、先生たちへのタブレットの使い方とか、授業の生かし方を教えるICT支援員の配置です。これは各中学校校区に1人を予定しております。あと保守費用、これは今後の補正で対応しているところで考えております。

長くなりましたけど説明は以上です。

○中島栄治教育長

何か御質問はありませんか。

○坂本夏実教育委員

少し間接的にはなってしまうんですけれども、先ほど給食のところで、キャンセルできなかった食材はという部分のこのキャンセルできなかった食材というのは、例えば、管内の近隣の市などでは、保育園等にまわされていて、とても園児、先生方が助かっていたというお声をお聞きしたことがありました。

本市ではどのようにされたんでしょうか。

○右田純司学校教育課長

ほかで使っていただける食材の調査は、されてはおります。それでも残った分です。

○中島栄治教育長

これは保管していて期限が過ぎてしまって、引き取り手がないまま期限が過ぎてし

まった分がこれです。実際には、やっぱり引き取り手がなかったのも幾つかありました。

○岩男竜彦教育部長

以前、一般質問の中でも子ども食堂等への提供はというお話もあったんです。本市におきましても何カ所かあるんですけども、実際その休校の期間中が、まず開催してなかったのが一番です。今、課長も申したとおり、うちとしましては、ある程度使い回しといいますか、処分できるものについては有償での処分をしたところで、どうしても余った、例えばレンコンの水煮であったりとかおろし生姜であったりとか、あとはマヨネーズであったりとか煎りゴマであったりとか、そのようなものについての少し残ったような形にはなっております。

○中島栄治教育長

それではよろしいでしょうか。では全部をまとめまして何か補足、付け足し等ありましたら、いいですか。

○岩男竜彦教育部長

1点だけすみません。事件名の中で7件と私が申して、1件、諮問第1号ということで、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてという諮問も行っております。この諮問第1号につきましては、9月30日をもって任期が満了する人権擁護委員の上田委員の後任としまして、松本拓也委員を推薦しまして、適任であるとの意見をいただいておりますので、報告いたします。

○中島栄治教育長

人権擁護委員さんが1名交代される予定ですので御紹介しておきます。ではよろしいでしょうか。

○角田賢治指導主事

1点だけいいですか。教育カレンダーのほうをお渡ししておきます。前回の5月25日の教育委員会議で、夏季休業の短縮についてはいろいろ御意見をいただきましてありがとうございました。そのあと5月27日に臨時校長会議を開催しまして、校長先生方から現在の教育課程の実施状況、行事等の状況等をお聞きして、その上でどういう形がいいかということ再度事務局のほうで検討させていただきました。

夏季休業につきましては、学童クラブ等の兼ね合いと、それから進路関係で、高校の体験入学等もこの期間に予定をされておりますので、早めに保護者にもお知らせをする必要がありましたので、教育委員の皆様には、直接持ち回りで御説明をさせていただいたところです。

結論としましては、そこにあるように9日間、本市としては夏季休業を短縮して、

夏季休業としては、8月1日から8月23日まで、23日間の夏季休業という形となっております。裏面には、6月15日時点での県内の夏季休業の自治体の状況をお示ししているところです。夏季の短縮につきましては、保護者、学校向けの文書のほうを用意しております。

なお、資料としまして、この期間が非常に熱中症等の心配があるということで、過去5年間の7月と8月の平均気温を出しておりますので、これも参考に、夏季休暇の短縮等については、検討したというところで付けております。以上でございます。

○中島栄治教育長

それでは、全体を通しまして、池頭委員、どうぞ。

○池頭俊教育委員

今、説明してもらったのはわかるけど、前回の教育委員会会議で、今回の教育委員会会議において、夏季休業等については決めると議事録にも残っているんです。確かに持ち回りはしてもらったけど、あくまでもあれは僕から言うと予定で、ここできちんと決めなければ、管理規則にもかかわるようなことを持ち回りました、決めましたでいいのかなと思います。やっぱり教育委員会会議の持っている重さというのを考えていただきたい。

○中島栄治教育長

そのことについては、私もしっかりそういったことが今後ないようにしたいと思います。

○池頭俊教育委員

もう一つ、今回、学校が再開されて、それまでのいろんな動きをここの合志の先生ではないですけど聞いてみたいんです「どうですか」と。そしたら、小学校1年に入る子ども等について担任している先生から言えば、学校が休みだからということもあるんでしょうけど、親子で寝ていると、休みだからというようなことがあったり、来たら来たでなかなかもたないし、背筋がすぐこうなってなかなかできないというようなことがあったんです。そうすると、教育長がずっと話しているような、マイプロジェクトというような話について、幼稚園であったり、あるいは保育園であったり、そういうようなことにもっと働き掛けて、もちろんここに育ちのものさし等もあるというのは知っていますが、そこらへんをしとかなないと、来年またこういうことがありました。一番大事な学年初めのときに、子どもたちがなかなか指導ができなくて、かなりのこれは打撃を受けていると思うんです、いろんな意味において、精神的なことも含めてね。だからこそ、もう一回マイプロジェクト等について吟味されて、下ろして決定していただきたいなと思っています。

○中島栄治教育長

はい、ありがとうございます。頑張りたいと思います。

明日も、ひかりの子保育園に行って、教育講演してまいりますので、そういったところでも保護者にしっかり知ってもらおうということでは、私も頑張っていきたいと思っています。

そのほかにはございませんか。

○右田純司学校教育課長

就学援助で、就学援助世帯の方だけになるんですけれども、4、5月の臨時休校中、給食は1回ありました。就学援助の方につきましては、それが給食回数があったことというところで、家にいたとしてもその分食費は必要になりますので、給食単価掛けるその給食のもともと予定だった日数で、それを今度援助費で支給するという形に今なっております。

○岩男竜彦教育部長

文科省の方針としまして、今、課長が説明したような方針で、どちらかというところしなさいというような通知が来ておりました。

○中島栄治教育長

援助費の総額ということで出すということですか。

では、よろしいでしょうか。

以上で終わりたいと思いますので、御起立をお願いしたいと思います。

では、以上をもちまして、令和2年度第4回教育委員会議を終わりたいと思います。

お疲れさまでした。

午後3時36分 閉会